**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について  第１　（略）  第２　運用  要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。  １　（略）  ２　作業システム改善タイプ・レンタルタイプ  （１）補助の対象  森の工場事業実施計画の承認を受けた森の工場内で、搬出間伐と主伐を組合せながら素材生産事業を実施する事業体とする。  ３　作業システム改善タイプ  （１）補助の範囲  　　　　作業システム改善タイプの事業の補助対象とする範囲は、森の工場内の森林整備（搬出間伐）、更新（主伐）作業での作業システムの改善を目的とした、伐倒・集材・造材・小運搬・集材木の木寄せ作業で使用する林業機械、器具及び装置並びに作業道開設において1台の作業機で伐倒・集積・掘削が可能な多功程作業機械の導入とする。  事業種目における「林業機械の改良」とは「機械本体に新たな機能を追加するもの」とし、既存所有する機械本体へ「架装する作業機及び一体的に作動させる補助機器、架装や改良のための工事経費」とする。「林業機械等の導入」は、素材生産のために作業システムを改善するために必要な林業機械、器具及び装置の導入を補助対象とする。  新規導入機械本体への同時架装及び架装のための機械回送経費等は補助対象としない。  （２）～（３）　（略）  ４　レンタルタイプ  （１）補助の範囲  　　　　レンタル機械の補助対象とする作業機械は、森の工場内の森林整備（搬出間伐）及び更新（主伐）作業で素材生産を行うための、伐倒・集材・造材・小運搬・集材木の木寄せ作業等で使用する機械とし、土場での仕分け・トラックへの積込み作業及び作業道開設のための掘削系機械は補助対象としない。但し、作業道開設において1台の作業機で伐倒・集積・掘削が可能な多功程作業機械は補助の対象とする。  レンタル機械に係る経費の内、本体レンタル機械（ロードライナー、車輪及び履帯の滑止めチェーン、ゴム製履帯の損耗費、スイングヤーダ－等の専用搬器・設置器具等の付属品は補助の対象に含む。）、補償費及び管理料を補助対象とし、それ以外の機械の回送経費及び、燃料油脂経費及びワイヤー等消耗品・返却時の修繕費等は補助対象としない。リース契約による機械については補助対象としない。  　　　　補助額は、補助対象事業費の3/10以内で、1ヶ月当たりの上限を150,000円とする。但し、レンタル経費が日数管理となる場合は月額補助金上限150,000円を1ヶ月当たり31日で除した日額単価にレンタル日数を掛けた補助額とレンタル経費の3/10の補助額のうち安価な方を補助額とする。  　　　　（補助金計算例）  　　　　　　ア、　2ヶ月当たり（月額計算）500,000×2ヶ月×3/10＝300,000円  　　　　　　イ、　61日当たり （日額計算）※１　1,000,000×3/10＝300,000円  ※２　150,000÷31日＝4,838円  4,838×61日＝295,118円  ≒295,000円（千円単位）  　　　　　　　　　　　日額計算の場合は※１・２を比較して安価な方を補助額とする  （２）～（７）　（略）  ５　入札・契約関係  　（１）入札及び契約の実施方法  　　　　　契約の相手先の選定及び入札にあたっては、公平性・競争性を確保して実施するものとし、国費事業（森林づくりタイプ・プロジェクトタイプ）での随意契約は原則実施しない。  　　　　　レンタル機械においては、事業地の作業状況、事前予約や長期契約による有利性、市況・レンタル事業者の在庫等を判断して、短期間に安価にレンタル機を活用することに務めるものとする。  ６　（略）  附則　適用年度  　　　　　この運用は24年度事業について適用する  附則　　この運用は、平成24年６月７日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。  附則　適用年度  　　　　　この運用は25年度事業について適用する  附則　　この運用は、平成25年５月21日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。  附則　適用年度  この運用は26年度事業から適用する  附則　　この運用は、平成26年４月25日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。  附則　適用年度  この運用は27年度事業から適用する  附則　　この運用は、平成27年６月10日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。  附則　適用年度  この運用は27年度事業から適用する  附則　　この運用は、平成27年８月10日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。  附則　適用年度  この運用は28年度事業から適用する  附則　　この運用は、平成28年４月25日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。 | 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について  第１　（略）  第２　運用  要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。  １　（略）  ２　作業システム改善タイプ・レンタルタイプ  （１）補助の対象  「森の工場事業実施計画」において、搬出間伐を主体に素材生産を行い、森の工場内で搬出間伐と主伐を組合せながら事業を実施する事業体とする。  ３　作業システム改善タイプ  （１）補助の範囲  　　　　作業システム改善タイプの事業の補助対象とする範囲は、森の工場内の森林整備（搬出間伐）及び更新（主伐）作業で素材生産を行うための、伐倒・集材・造材・小運搬・集材木の木寄せ作業等で使用するため林業機械等の導入とする。  事業種目における「林業機械の改良」とは「機械本体に新たな機能を追加するもの」とし、既存所有する機械本体へ「架装する作業機及び一体的に作動させる補助機器、架装や改良のための工事経費」とする。「林業機械等の導入」は、素材生産のために作業システムを改善するための林業機械等の導入を補助対象とする。  新規導入機械本体への同時架装及び架装のための機械回送経費等は補助対象としない。  （２）～（３）　（略）  ４　レンタルタイプ  （１）補助の範囲  　　　　レンタル機械の補助対象とする作業機械は、森の工場内の森林整備（搬出間伐）及び更新（主伐）作業で素材生産を行うための、伐倒・集材・造材・小運搬・集材木の木寄せ作業等で使用する機械とし、土場での仕分け・トラックへの積込み作業及び作業道開設のための掘削系機械は補助対象としない。また、レンタルに係る経費の内、本体レンタル機械（ロードライナー、車輪及び履帯の滑止めチェーン、ゴム製履帯の損耗費、スイングヤーダ－等の専用搬器・設置器具等の付属品は補助の対象に含む。）、補償費及び管理料を補助対象とし、それ以外の機械の回送経費及び、燃料油脂経費及びワイヤー等消耗品・返却時の修繕費等は補助対象としない。リース契約による機械については補助対象としない。  　　　　補助額は、補助対象事業費の3/10以内で、1ヶ月当たりの上限を150,000円とする。但し、レンタル経費が日数管理となる場合は月額補助金上限150,000円を1ヶ月当たり31日で除した日額単価にレンタル日数を掛けた補助額とレンタル経費の3/10の補助額のうち安価な方を補助額とする。  　　　　（補助金計算例）  　　　　　　ア、　2ヶ月当たり（月額計算）500,000×2ヶ月×3/10＝300,000円  　　　　　　イ、　61日当たり （日額計算）※１　1,000,000×3/10＝300,000円  ※２　150,000÷31日＝4,838円  4,838×61日＝295,118円  ≒295,000円（千円単位）  　　　　　　　　　　　日額計算の場合は※１・２を比較して安価な方を補助額とする  （２）～（７）　（略）レンタル事業者    ５　入札・契約関係  　（１）入札及び契約の実施方法  　　　　　契約の相手先の選定及び入札にあたっては、公平性・競争性を確保して実施するものとし、国費事業（森づくりタイプ・プロジェクトタイプ）においては随意契約は原則実施しない。      ６　（略）  附則　適用年度  　　　　　この運用は24年度事業について適用する  附則　　この運用は、平成24年６月７日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。  附則　適用年度  　　　　　この運用は25年度事業について適用する  附則　　この運用は、平成25年５月21日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。  附則　適用年度  この運用は26年度事業から適用する  附則　　この運用は、平成26年４月25日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。  附則　適用年度  この運用は27年度事業から適用する  附則　　この運用は、平成27年６月10日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。  附則　適用年度  この運用は27年度事業から適用する  附則　　この運用は、平成27年８月10日から施行し同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用し、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業実施要領の廃止をもって廃止する。 |